

奈良県災害支援対策本部 事務分掌

別紙 7

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
本部事務局 (危機管理監) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知事公室 (知事公室長)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総務部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
地域振興部長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監) 副部長 (地域振興部次長)	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福祉医療部 部長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) (医療政策局長) (子ども・女性局長) 副部長 (福祉医療部局次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に関すること 2. 本県への避難者の生活支援に関すること 3. 本県への避難者のニーズ把握に関すること
	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する こと
	長寿社会班 (介護保険課) (地域包括ケア推進室長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する こと
	子ども家庭班 ○ (子育て支援課長) (子ども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関す ること
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関するこ と
	医療総務班 (医療政策局次長) ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. DMAT等の派遣に関すること 2. 保健医療活動に関すること
	保健支援班 ○ (健康推進課長) (疾病対策課長)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関すること 2. 保健師等の派遣に関すること

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
暮らし創造部 長 (暮らし創造部長) (景観・環境局長) 副 部 長 (暮らし創造部次長) (景観・環境局次長)	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に災害時要援護者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・雇用振興部 部 長 (産業・雇用振興部長) 副部長 (産業・雇用振興部次長)	〇 救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
農 林 部 部 長 (農林部長) 副 部 長 (農林部次長)	〇 救援物資班 (マーケティング課長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部 まちづくり推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部次長)	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関する事
	〇 建築班 (建築安全推進課長) (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関する事
	住宅班 (住まいまちづくり課長) (※3)	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関する事 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 3. 住宅相談窓口の設置に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、〇がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (理事) (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長)	総括班 (警備警護・危機管理 対策参事官) (付・警備第二課長)	1. 警察業務に関すること